

吉原 直樹

原発事故被災地における墓石のゆらぎと多様化する葬送形態

7年半後の大熊町からの報告

社会が死者の統合に失敗すれば、

社会は過去とのつながりも歴史も失うことになる。

——ウォルター・A. 『死別について…悲嘆の文化』

はじめに

いわゆる「個人化」がすさまじい勢いですすんでいる^①。それとともに家族や地域社会において担保されてきた、「生活の共同」にかかわる「互酬的なもの」が社会の後景にしりぞいている。それに代わるようにして社会の前景にたちあらわれているのが、人びとの「自由な決定」、すなわち「自由化」を高々にうたいあげる生活領域の「市場化」である。新自由主義の拡がりには、この動きを決定的なものにしている。さて以上のような「個人化」⇨「自由化」⇨「市場化」の動きが今日もつとも顕著なかたちでたちあらわれているのが、葬送領域である。いま

やこの領域は祭祀の承継を至上のものとしてきた日本型近代家族の崩壊と相まって、そしてこれに少子化が加わって、まさに市場の草刈り場となっている。

さて本稿でとりあげる原発事故被災地の一つである大熊町についていうと、「個人化」の動きは、3・11のはるか以前の原発の立地時点からすでにみられる。このことは別のところで詳しく述べたが（吉原二〇一三）、原発立地時点で町全体が原発の分厚い受益体制に組み込まれ「個人化」がはじまっているのである。しかし3・11以前の葬送は、たしかにかつてのように地域社会によって丸ごと執り行われることはなく、多くは葬儀業者のような民間企業によって担われていたものの、なおも地域の人びとや勤務先の人びとが参加しており、「互酬的なもの」が依然として残っていた。しかし3・11を境にして家族の離散等にとまなう「個人化」がいつそうすすみ、「自由化」ととも葬送の無秩序化が拡がっている。そして「市場化」の波に呑

み込まれる一方で、葬送の形態が多様化し、被災者間で格差が生じている。

もつとも、こうした葬送の「個人化」⇨「自由化」⇨「市場化」、そして格差の拡大は、原発事故被災地に特有の複雑なかたちを示している。「戻る住民」、「戻らない住民」、「立ち止まる住民」の分岐に応じて、承継を必ずしも前提としない墳墓に対する意識が高まるとともに、共同でお墓をつくる「共同化」や墓石をなくす「無形化」をこころざす動きがみられるようになっており、葬送の多様化／分散化を希求する声が立ちあらわれている。またそうしたなかで、これまで葬送に積極的にかかわってこなかった行政にたいする新たな要望とか期待などが生じている。ここで指摘したいのは、葬送領域にみられるこうした一連の動向が大熊町の復興のありかたに深い影をおとすようになってきていることである。

ちなみに、近年、上述の葬送の「個人化」⇨「自由化」⇨「市場化」、そして格差の拡大とともによく指摘されるのは、「人間の尊厳性」を担保した葬送の権利が損なわれている、というよりはそもそも未確立であるという点である（森二〇一〇）。この点は、大熊町の被災者たちにとっては、より重要な意味をもっている。というのも、3・11によって「人間の尊厳性」を根源的に否定された彼／彼女らにとって、葬送の「自由化」のなかで「人間の尊厳性」を担保した葬送の権利を

獲得することは、自らの自立・再生への一歩をしるし、ひいては復興への足がかりを得るきっかけになると思われるからだ。

本稿は、以上のような状況が具体的にどうあらわれ、そこからどのような問題が立ちあらわれているのかを、大熊町を事例にしてあきらかにする。その際中心となるのは、現に複雑な様相を呈している葬送の「自由化」をもとめる動きを概観し、そこから自らの自立・再生のために、そして復興に向けてどのような市民的ルールが形成される可能性があるのかを検討することである。

1 大熊町の墓地の布置状況と再編計画

大熊町内には、二〇一七年四月一日現在で三三カ所の公営墓地と約二、一六七基の墳墓がある。これ以外に個人墓地もあるが、その正確な数は不明である。表1によると、公営墓地の管理者は区長二八、代表者二、大熊町二、住職一、となっており、全体の八四・八パーセントが行政区の管理となっている。墓地分布状況は、表1および図1にみられるように、帰還困難区域二八、居住制限区域四、避難指示解除準備区域一、となっており、ほとんどが帰還困難区域内にある。なお墳墓数で見ると、帰還困難区域一、九八三基となっており、実に全体の九一・五パーセントに達している。しかも帰還困難区域内の墳墓数のう

表1 大熊町内墓地の概況

	墓地名称	墳墓数	管理者	所在区域		墓地名称	墳墓数	管理者	所在区域
①	中屋敷公営墓地	1	区長	避難指示解除準備	⑮	小良浜公営墓地	52	区長	帰還困難
②	井戸神沢公営墓地	23	区長	帰還困難	⑯	小熊田公営墓地	48	区長	帰還困難
③	砂出公営墓地	85	区長	帰還困難	⑰	遍照寺	11	住職	帰還困難(*)
④	下谷地公営墓地	136	区長	帰還困難	⑱	女迫公営墓地	52	区長	帰還困難(*)
⑤	南金谷公営墓地	112	区長	帰還困難	⑳	西原公営墓地	34	区長	帰還困難(*)
⑥	鈴内公営墓地	519	大熊町 /区長	帰還困難	㉑	北原第1公営墓地	53	区長	帰還困難(*)
⑦	清水第2公営墓地	5	区長	帰還困難	㉒	北原第2公営墓地	-	区長	帰還困難(*)
⑧	清水第1公営墓地	13	区長	帰還困難	㉓	二枚橋公営墓地	72	代表者	帰還困難(*)
⑨	上総屋敷公営墓地	18	区長	居住制限	㉔	中谷地公営墓地	81	区長	帰還困難(*)
⑩	高田公営墓地	48	区長	居住制限	㉕	夫沢公営墓地	12	区長	帰還困難(*)
⑪	山神平公営墓地	46	区長	居住制限	㉖	下団子橋公営墓地	25	区長	帰還困難(*)
⑫	上平公営墓地	71	区長	居住制限	㉗	上団子公営墓地	68	区長	帰還困難(*)
⑬	中ノ内公営墓地	79	区長	帰還困難	㉘	棚和子公営墓地	25	区長	帰還困難(*)
⑭	紫藤沢公営墓地	87	代表者	帰還困難	㉙	五郎四郎公営墓地	16	区長	帰還困難(高)
⑮	行津公営墓地	45	区長	帰還困難	㉚	荒田公営墓地	32	区長	帰還困難(高)
⑯	兎内公営墓地	73	区長	帰還困難	㉛	中央台公営墓地	119	大熊町	帰還困難(高)
⑰	大塚平公営墓地	86	区長	帰還困難		合計	2,167		

注) 表中の(*)は除染廃棄物中間貯蔵施設建設エリア、(高)は高線量エリアを指している。
出所) 大熊町環境対策課内部資料より作成。

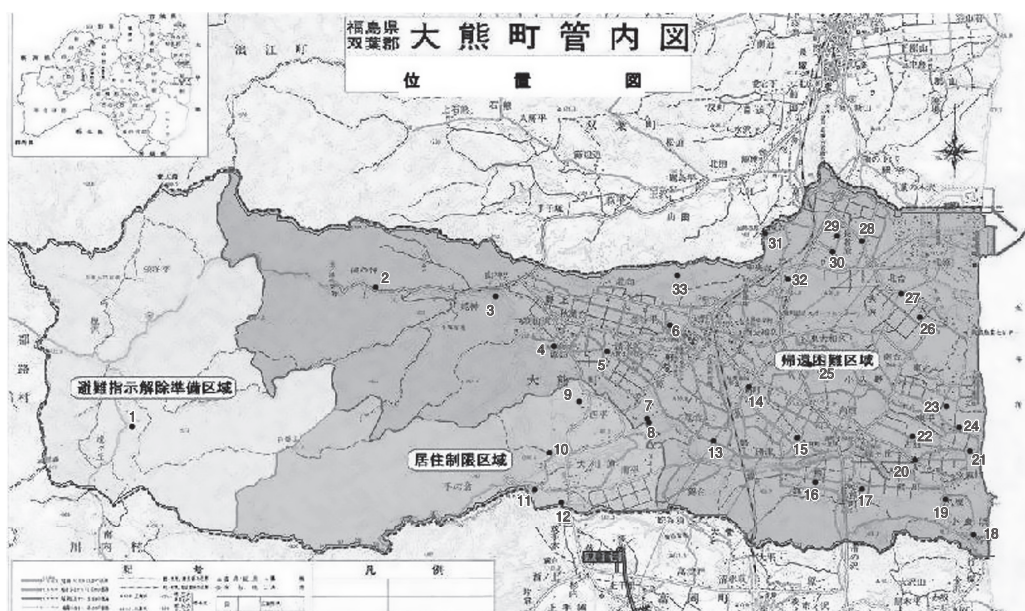


図1 大熊町内の墓地分布状

ち、除染物廃棄物中間貯蔵施設建設エリア（以下、中間貯蔵施設建設エリアと略称）内のものが四三三基（二一・八パーセント）、高線量エリア内のものが一六七基（八・四パーセント）となっている（図2）。そうしたなかで、所有している墓地が帰還困難区域内、とりわけ中間貯蔵施設建設エリアや高線量エリア内の人びと、そして遠方に避難している人びとの間で、墳墓や遺骨の移動や町内外での改葬の動きが高まっている^②。

ちなみに、町が二〇一五年三月に実施した「新規公営墓地の建設に関する意向調査」結果によると、「新規の町営墓地を利用したい」と回答した二〇六人（全回答者五九七人）のうち、一二人が「他の墓地から移転したい」と答え、六九人が「新たにお墓を建てたい」と答えている（『大井町墓地基本計画』）。こうした動きを受けて、町は日中、自由に出入りができる大川原地区に町営墓地を建設することを決めている^③。興味深いのは、こうした新たな墓地整備計画が明確に復興計画のなかに位置づけられていることである。実際、二〇一五年三月策定の『大熊町第二次復興計画』では、「町民生活支援」と「町土復興」を二本柱とし「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」をめざすことが打ち出されており、その一環として新たな町営墓地の整備がかかげられている。そのことにより「町民自らが：大熊町内に実際に足を運ぶこと」になり、ひいては「復興の進捗を体感できる環境づくりを推進する」こと

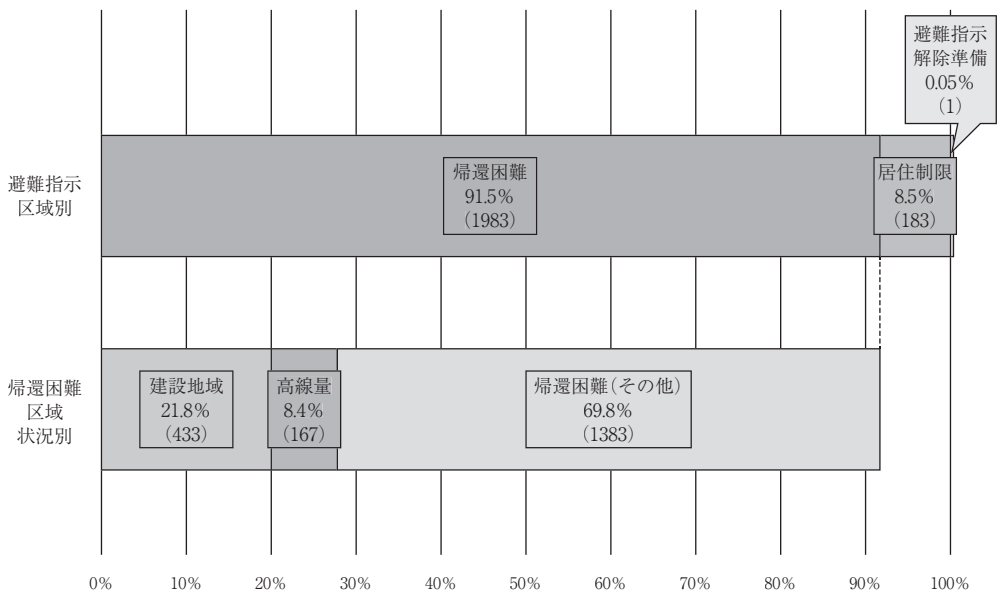


図2 所在区域別墳墓数

になる、と指摘されているのである。

ここでは町営墓地の整備を通して町民を帰町へといざなう水路付けをおこないたいという町当局の意向が見え隠れしているが、町民の側は必ずしも町の意向通りに対応しているわけではない。先の意向調査によると、三〇九人が「新規の町営墓地を利用するつもりはない」と答えており、その理由として多い順に「今ある墓地を継続して使用する」（一四三人）、「決めかねている」（二二〇人）、「すでに移住先等に墓を求めた、または予定している」（七五人）、「墓地は持っていない」（四四人）があげられている（『大井町墓地基本計画』）。この点については「どのように復興するのか見えてこないため」と指摘しているが、そこからは帰町を第一にかかげる復興計画にあわせた町営墓地の整備が、町民には必ずしも前向きには受け止められていないことが読み取れる。

それでは、実際のところ、町民は墓をどうしたいと考えているのであろうか。まずこの点から検討することにしよう。

2 被災者と墓・墓参り

——10人のヒアリング記録から（1）

筆者は、上記の課題設定を受けて、二〇一八年五月から七月にかけて、大熊町からの避難者からなる広域自治会の一つであ

る会津会の協力を得て、前後二回にわたって避難者一〇人に対して避難元の墓のありかたについて簡単なヒアリングを実施した⁴。

表2は、一〇人のヒアリング対象者の属性をみたものである。まず年齢であるが、七〇代二人、六〇代七人、五〇代一人となっている。学歴は大卒（中退）一人、短大卒二人を除いて全員が高卒である。職業は無職四人が最も多いが、定年退職者であるか原発事故による失業者であるかどうかは不明である。家族構成は年齢からして当初夫婦家族もしくは独居家族が多いのではないかと思われたが、子どもとの同居家族が七人となっており、この部分が圧倒的に多い。墓地は全員が帰還困難区域内

写真1 高線量下の墓参り
(2014年3月、木幡仁氏提供)



にある。さて過去一年間の墓参りの回数を聞いてみると、四回一人、三回四人、二回一人、一回三人、なし一人となっており、お盆、お彼岸、命日などに墓参りする者と、「不自由」や「手続きが煩瑣」などの理由により墓参りを省略する者とに分化している（墓参りの状況

表2 被災者10人の属性と墓参回数・墓地移転意思

	性	年齢	学歴	職業	家族構成	墓地名称	過去1年間の墓参回数	墓地移転の意思
①	男	77	高卒	無職	妻・子(1)	南金谷	3	無
②	女	69	短大卒	会社員	夫・姉・子(2)	下谷地	1	無
③	女	64	高卒	会社員	夫・母	兎内	2	移転済
④	女	66	高卒	主婦	夫・子(1)	中央台	0	移転済
⑤	女	52	高卒	自営	父	鈴内	4	無
⑥	男	69	高卒	無職	姉・妹	南金谷	3	無
⑦	女	72	高卒	無職	夫・子(2)	夫沢	1	有
⑧	女	66	短大卒	保母	夫・義母・子(2)	中央台	3	有
⑨	男	67	大中退	農業	妻・子(2)	井戸神沢	1	不明
⑩	女	68	高卒	無職	夫・子(2)・孫(1)	鈴内	3	無

については、写真1参照)。なお、墓参に関連して町がすすめる一時帰宅制度(準備宿泊)を利用したかどうかを尋ねてみたところ、明確に「利用した」と答えた人は皆無であった。墓地移転の意思については、「いまのところ考えていない」とする者が全体の半数におよんでいるが、すでに町外に移している者二人(いずれも会津若松市に移築)を含めて四人が移転をほめかしている。ちなみに、前者の非移転派にその理由を聞いてみたところ、一人は「ほとんど行くことがないのだから、移転しても意味がない」(②)、また一人は「本当は移転したいのだが、それにとまなう手続きが面倒だし、出費がかさなるので当面そのままにしておく」(①)と答えている。

さてヒアリングでは、以上の属性にかかわる質問項目から、さらに共通の質問項目として、「1」「墓はどのような存在であるか」、「2」「墓について誰か他の人と相談したことがあるか」、「3」「原発事故は墓参りにどのような影響をおよぼしているか」について尋ねてみた。まず「1」についてであるが、一人を除いて九人が「先祖祭祀につながる」と答えている。それに対して「単純に墓参りするところ」と答えた人は四人、「自分のルーツを確認するところ」、「やすらぎを得るところ」、「不安感を解消するところ」と答えた人はそれぞれ二人であった。ここからは祖先祭祀にかかわる道徳的規範がなおも生き残っていることが読み取れるが、同時に墓参がいまや情緒的なものにな

りつつあることもうかがいしれる。次に「2」についてみると、「ある」と答えている人も「ない」と答えている人も同数の五人であった。ちなみに、「ある」と答えた人があげている相談相手は、「連れ合い・親族」(三人)や「知人」(二人)である。つまり、墓のありようが身近のところであるのイッシューになっっていることがわかる。もちろん、そうしたイッシューは原発事故によって「墓参りをするのが困難になった」とこと関連している。「3」に対してそう答えた者が八人にのぼっていることは、まさにこのことを裏付けている。

しかし筆者がここでより注目したいのは、「3」に対して以下のような意見が出されていることである。

遠くに避難することによってたしかに墓参りが以前ほど簡単ではなくなったが、もっと大きいのは、原発事故によって墓および墓参りに対する考え方が根本的に変わったことだ。3・11までは墓は「自明のもの」であり、自分が死んだら当然そこに入るものだと考えていた。そのことに何のわだかまりもなかった。しかし原発事故によって墓から無理やり切り離されることによって、自分にとって、そして家族にとって墓は一体何なんだろうかと考えるようになった。自分が死んだらどうなるんだろうと真剣に考えるようになった。また墓参りは自分から子どもへ、そして孫へと当然のこととして引

き継がれていくものと考えていたが、事故、そして避難をどうとらえるかをめぐって家族の間に大きな違いが生じ、もはや子どもや孫に墓参りを期待することができないことがわかった。もちろん、わたしは原発事故によってあらためて墓が自分にとってかけがえのないものであると認識するようになったが、この認識はもはや家族で共有するものではなくなっている。そうした点で原発事故の影響の大きさというものを、いまさらながら痛感している(⑩)。

ここでは、原発事故が単に「墓参りが困難になった」ということ以上に墓のありようを考えるきっかけになったことが赤裸々に語られている。そこには原発事故がもたらした家族間の亀裂が深い影をおとしている。ありていにいうと、原発事故によって遠景におしやられた墓および墓参りを問い返すことによって、近景としての家族のありようがみえてきたということである。

筆者はこの発言を受けて、あらためて一〇人に「今後、子どもたち、孫たちに墓参りを望むか」と聞いてみた。それに対して、「こどもたちにも孫たちにも墓参りをしてほしい」と答えたのは三人、「こどもたちには墓参りをしてほしいが、孫たちには望まない」と答えたのは二人であった。他方、「こどもたちにも孫たちにも望まない」と答えたのは二人、「自分の代で

墓参りは終わりでいい」と答えたのは三人であった。いずれにせよ、原発事故がなければ、そして避難がなければ、潜在的には進んでいたにしても、墓参りに関するこのような分岐が日常的なイッシュューとして立ちあらわれることはなかったであろう。そうした点で、以下の発言は注目される。

原発事故は二度と起こってはならないが、原発事故によって事故以前から抱えていたわたしたちの問題が明らかになったのは否定できないと思う。わたしたちが先送りしてきたものが、避難によって家族がひきさかれるなかで目の前につきつけられた。以前はたかが墓だと思っていた。しかしやっぱり墓なんだよね (⑧)。

かなり前から若い人たちは墓に行きたがらないと言われているが、それは何も大熊町に特有のこととは考えられていなかった。しかし実際に原発事故が起き、故郷から無理やり引き離されてはじめて、原発事故の非人道性とともに墓の存在が意識されるようになったようなところがある。とはいっても、家族構成や通勤、通学のありようなど、それぞれの置かれている状況によって墓への距離のとり方が微妙に違ってきている (④)。

3 被災者と分化する葬送意識 ——10人のヒアリング記録から(2)

以上より、いま大熊町の被災者の間で、墓のありかたがかってないほど大きなイッシュューになっていくこと、しかもそのとらえかたがかなり分岐していることがわかった。しかしどうとらえるにせよ、中間貯蔵施設建設エリアや高線量エリア内の墓地／墓石の移転／改築が喫緊の課題としてあることは否定できない。とはいえ、この移転／改築は、たとえば埋葬／納骨されている遺骨が放射能に汚染されているため除染が不可欠であること一つ取ってみても、⁵⁾ けっして簡単なことではない。けっきよ、大熊町が前面にたつて対応せざるを得なくなっており、あらたな公営墓地の整備をおこなっている。だがこの整備事業は、前にも述べたように、基本的には町民の帰町を前提とした復興計画に位置づけられているため、「戻る住民」、「戻らない住民」、「立ち止まる住民」に分かれている被災者の、みえてきたような多様な墓のありようをもとめる意向／考え方に必ずしも沿うものとはなっていない。さらに問題をより複雑にしているのは、被災者の意識が単なる墓のありようを超えて、まさに葬送をめぐる次元で複雑な分化をみせていることである。先の10人にあらためて聞いてみた。驚いたことに、「いまのまま墓石が続くだろう」と考える人は皆無である。代わって次のような

意見が出されている。

葬儀を業者にお願いとお金がかかる。だから、直葬が増えているのもわかる。しかし家族に負担はかけられない。いろいろ考えると、散骨しかない。墓守も管理もいらぬから。夫は別の考えを持っているようだが、私は夫の実家の墓には入りたくない。娘にもそういつている(③)。

わたしは死ぬと自然に還っていくと考えている。だから生前にこの樹木と決めて、その下に粉骨の一部を埋めるのもいいかなと思う。樹木葬だと合祀が基本になるから、家的なもの拘束から自由だし、まわりのものをしぼりつけることもないと思う(⑤)。

明らかに、散骨および樹木葬を主張するものである。ちなみに、こうした散骨派、樹木葬派に対して、以下のような異論が出されている。

散骨とか樹木葬などは、地域に迷惑をかけるものだと思う。自然や環境にやさしいと言いながら、それを受け入れる地域の人びとの感情を無視している。テレビなどでは、散骨や樹木葬によって地域の生態系がおかしくなっていると報道して

いる。そのところはよくわからないが、わたしのように先祖々大熊町に住んでいる者からすると、墓とそれをとりまく風景は一体のものであり、それが壊されるのは許しがたい。散骨や樹木葬だと、死者の魂が浮遊し、落ち着かないような気がしてならない(⑩)。

もつとも、さらに次のような意見を耳にすると、墓石はそのままでは続かないだろうと考えられているものの、墓石そのものを否定しているわけではないことがわかる。

自分のまわりをみても、墓守を確保することはむずかしいと思う。しかしこの地域から出てきた以上、自分たちの先祖のことは知らないときはなすこともできない。昔の家の考え方からするとおかしいかもしれないが、地域でみんなが一緒になって先祖を供養する共同墓のようなものがあってもいいのではないだろうか(⑦)。

ここでいわれている共同墓は皆で合祀する墓を前提としているが、ある意味で永代供養墓にも通じるものであり、⁶⁾それについては四人がほぼ同じ意見を表明している。いずれにせよ、葬送のあり方について、明らかに一〇人の中で意見が分かれている。こうした状況に対して、町当局が打ち出している公営墓

地の整備計画は十分に配慮されたものとなっているのである。ちなみに、整備計画では、大川原地区にあらたに設置されることになっている公営墓地について、現在唯一の町営墓地である中央台霊園^⑦に準拠して、管理料が支払われなくなった時点で無縁墳墓とみなすとしているが、こうした対応だけで、上述のような多様化する葬送の意識に向き合っているということになるのだろうか。

むすびにかえて

——「人間の尊厳性」をもとめる葬送ガバナンスの確立に向けて

あらためて指摘するまでもないが、大熊町の被災者は原発事故によってそれまで維持してきた「生活の共同」の枠組みとその基底にある「人間の尊厳性」を根底から否定された。こうした生の剥奪はハイデガーに倣っているという死の剥奪にも通じるものであった。被災者を墓から切り離れたことは、死者を市民として大地に還すことを主張したヘーゲルの立場からすると、被災者から「市民としての埋葬の権利」を奪うことであり、その基層にある「人間の尊厳性」を否定することにつながる。「はじめに」で言及したように、埋葬に埋め込まれた「人間の尊厳性」を取りもどすことは、いまや葬送領域における喫緊の課題

となっているが、この課題の困難性は、「人間の尊厳性」の回復をいわゆる葬送の「個人化」＝「自由化」＝「市場化」のただ中から追求していかなければならないという点にある。

その点では、現に葬送の「個人化」＝「自由化」をめざす動きがさまざまな形で立ちあらわれていることを認めた上で、そうした動きが全面的に「市場化」^⑧に回収されない道をさぐる必要がある。たしかに、大熊町では、みてきたように町民の間で散骨や樹木葬を模索する動きは確実に立ちあらわれているが、いまのところそれは従来の葬送システムを全面的に取っ替わるものにはなっていないし、市場に取り込まれているわけではない。ちなみに、この点について、前掲の『大熊町墓地基本計画』では、「ふるさとときずなプロジェクト」^⑨を持ち出して「町民自らが町の復興に携わるまちづくりとの関連を強調している。以下の主張は、この線に沿うものである。」

大熊町内の墓地は、もはや親戚一同が大挙して墓参するようなものではないし、個人で思いついたときに自由にお参りできるようなものでもない。したがってこれまでとは根本的に異なる、必ずしも墓参を前提としない先祖とつながっていく方法や様式を考えていかなければならない。こうした方法や様式として都会ではいろいろなものがあるが、あらわれているように「*散骨や樹木葬のこと」、大熊町ではまず何よりも自由

に行き来できる環境づくりと、先祖とつながっていくのに多様な方法や様式があることを認めるようなまちづくりをつくりだす必要があるのではないだろうか(⑨)。

この多様な方法や様式にかかわって筆者が指摘したいのは、いわゆる「葬送ガバナンス」のありようであり、その可能性である。管見によると、葬送の「個人化」＝「自由化」＝「市場化」がすすんでいるところでは、「葬送する者」と「葬送される者」との間で深刻な社会的対立や齟齬が生じている(すでに②がそのことについて言及している)。またそのために、散骨や樹木葬を受け入れる地域の自治体では規制条例を設けるところもあらわれている。大熊町の場合、こうした二元対立はいまのところ起きていないが、原発事故被災地ゆえの屈曲した齟齬が人びとの間で生じている。これを放置しておく、葬送領域における格差の拡大をもたらし、住民主導の、筆者のいう「小文字の復興」¹⁰はますます遠のくことになるだろう。

そうした事態に陥らないためにも、「葬送の自由」以前に「人間の尊厳性」を確保するためのミニマムな要件として「市民として葬送される権利」を確立する必要がある。この権利は、先に言及した、原発事故によって剥奪された「生活の共同」の枠組みの回復を前提として確立されるものであり、それは被災者に与えられた、メッザードラという「逃走の権利」に近いも

のである (Mezzadra 2006=二〇一五)。それは筆者なりに解釈すると、ひびわれたナショナルなものに同化されることから逃げる権利、つまり移動しながら成り立つ、外に開かれた「住まうことへの権利」のことである。この権利が上述の「市民として葬送される権利」をにない、ささえるのである。

さて最後に、こうした「市民として葬送される権利」＝「権利としての葬送」の確立途上において想到される「葬送ガバナンス」について約言しておこう。それは一言でいうと、大きくは「個人化」がもたらす社会的格差と対立という文脈で、そしてより大熊町に即していうと原発事故によって剥奪された「生活の共同」の枠組みの回復と「小文字の復興」の追求の文脈で、地域を構成する諸主体(ステーク・ホルダー)が葬送をめぐるてせめぎ合い、共振しながらつくりだす協治態のことである。いままでもなく、そうした葬送ガバナンスは大熊町では未完の形態にとどまっている。

同時に、本稿では、「人間の尊厳性」を担保した「市民として葬送される権利」＝「権利としての葬送」が成立するための要件をさぐることによって、葬送の「市場化」を前提とし、追認する葬送パラダイムから、市民的ルールにもとづいた葬送パラダイムへの転換をめざしたが、それは未遂の課題として残った。いずれ時機をみて、この課題に取り組むことにしたい。

(1) ここでいう「個人化」はベックが『リスク社会』で用いている語法にしたがっている。ちなみに、鈴木宗徳と伊藤美登里はそれを次のように要約している。

個人による自己選択の余地が拡大するとともに、ライフコースが脱標準化し、失業や離婚など人生上のリスクを個人が処理することを余儀なくされるという、一連の現象（鈴木・伊藤 二〇一一年：vi）。

(2) なお、移動に際し、東電からお墓の補償（墓石代、供養代、手間賃等）として最大限一五〇万円、国から東電補償の倍額以上の金額がそれぞれ、支給されることになっている。

(3) 大川原地区は、大熊町が復興の拠点としており、多額の復興資金をつぎこんで新産業の集積基地化をめざしている。大熊町では、二〇一九年四月に帰町することになっているが、新庁舎はここに置かれることになっている。そうした点で新しい公営墓地がここに開設されるのは、けっして偶然の一致ではない。

(4) 会津会の山本三起子氏の助力に拠るところが大きい。なお、ヒアリングの日時を正確に記すと、第一回目は五月二五日上午～午後二時、第二回目は七月二〇日午後二時～四時、で

あった。いずれも、大熊町会津若松出張所内の「がつばっぺ！大熊」の活動場所で行われた。

(5) 墓に埋葬された遺骨の放射能汚染の問題は、ニュースとして大々的にとりあげられた（たとえば、二〇一八年四月二一日、NHK教育テレビで放映）。一つには、被災者が移転先の墓地で放射能に汚染されているということで遺骨の埋葬・納骨を拒否されたことがメディアの関心を惹くことになったが、ことがらはすぐれて「死者の尊厳性」にかかわる問題としてあるといえる。

ちなみに、大熊町では、新規町営墓地への墓石の移設にあたって、「放射性物質による表面汚染が、墓石の表面で一三、〇〇〇cpmを超えていないことが条件」であるとしている（大熊町ホームページ）。

(6) なお、永代供養墓は、現実には合葬式共同墓と重なる場合が多いが、近年は樹木葬として展開されている場合も増えている。

(7) 町内で一番整備されている霊園であるが、高線量エリアにあるため廃止されることになっている（表1参照）。大川原地区西原地内に開設が予定されている町営墓地は、この霊園の管理システム（町が委嘱した管理者が清掃および除草をおこなうシステム）がほぼそのままの形で踏襲されることになっている。

(8) 近年、この動きはとどまるところがない。しかしゆきすぎた私的追求めが葬送領域の無秩序化をまねき、「死者の尊厳性」を損なっているという指摘がなされている。と同時に、制度的未整備の欠も指摘され、公の介入をのぞむ声が強まっている。いずれにせよ、葬送領域が新自由主義に席捲されていることは否めない。

(9) もともと、帰還政策の一環として、行政区の再編をねらってうちたてられたものであるが、行政区長の権限が強いため「きずな」がきわめて道具主義的にとらえられる傾向にある。そのため、被災者の側からすれば「使い勝手が悪く」(K区長) 拡がりを欠くものとなっている。なお、このプロジェクトの問題性については、吉原(二〇一七b)を参照されたい。

(10) 大沢真理は、東日本大震災の被災地で「創造的復興」という名の下で展開されている復興施策は「日本再生」のような大きなテーマとむすびついており、被災者の生活復旧／復興に直接つながらない「大文字の復興」だと指摘している(大沢 二〇一三)。筆者は大沢のこうした指摘を受けて、被災地の人びとの「生活の共同」の復活を第一義的にかかげる復興を「小文字の復興」と呼んでいる(吉原 二〇一七b)。

文献

- Mezzadra, S., 2006, *Diritto di fuga: Migrations, cittadinanza, globalizzazione*, OMBRE CORTE. (=二〇一五、北川真也訳『逃走の権利——移民、シテイズンシップ、グローバル化』人文書院)
- 森謙二、二〇一〇、「人間(死者)の尊厳性と『埋葬義務』——『葬送の自由』のほころび」岩上真珠ほか編著『いま、この日本の家族——絆のゆくえ』弘文堂。
- 大沢真理、二〇一三、「はじめに」萩原久美子・皆川満寿美・大沢真理編『復興を取り戻す——発信する東北の女たち』岩波書店、pp.18.
- 鈴木宗徳・伊藤美登里、二〇一一、「はじめに」U. ベック・鈴木・伊藤編『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店。
- 吉原直樹、二〇一三、「『原発さまの町』からの脱却——大熊町から考えるコミュニティの未来』岩波書店。
- 、二〇一七a、「再定住を進めるコミュニティ施策に疑問——外に広がる被災者像をメディアは伝えよ」朝日新聞社『Journalism』322、pp.74-81。
- 、二〇一七b、「『小文字の復興』のために」吉原直樹・似田貝香門・松本行真編著『東日本大震災と〈復興〉の生活記録』六花出版、pp.9-27。

再校に際して 本稿執筆後、三十年中間貯蔵施設地権者会の門馬好春氏より、中間貯蔵施設建設エリア内の墓石および墓地の移転・移築状況について詳しい説明を受けた。本来なら、そこで得た知見を本稿に盛り込むべきであったが、執筆時期との関連で本稿に反映することができなかった。いずれ時機をみて詳しく述べたいと考えている。